

## 公的研究費不正防止計画について(第 1 次)

不正発生の要因を把握し、不正防止に対応するため「不正防止計画」を以下のとおり策定し、公的研究費の不正防止に努めることとする。

### 1. 公的研究費の不正防止に向けた管理運営体制について

平成 20 年 4 月から、次に掲げる項目を実施する。

#### (1) 物品の検収について

- ① 5 万円以上の物品検収(備品)は、財務部職員が実施する。
- ② 5 万円未満の物品検収(消耗備品)は、学部、学科、センター等の事務職員が実施する。
- ③ その他、納入業者が直接教員(研究者)へ納品される物品検収(消耗品)は、学部、学科、センター等の事務職員が実施する。

#### (2) 旅費の事実確認について

出張の事実がない旅費請求、実際の日程より長い日程の旅費請求などの不正を防止するため、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を、学会等参加の場合は、当日配布される資料の一部を添付させることとし、無作為抽出により出張者の事実確認を行う。

#### (3) 学生等に支給する謝金の事実確認について

勤務実態のない謝金・賃金の請求、勤務時間の水増しなどの不正防止を行うため、従事者本人から直接、勤務日、勤務時間、勤務実態等の事実確認を行う。

#### (4) 告発を受入れる体制の整備について

不正行為を早期に発見・是正するために、九州産業大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程による窓口を活用する。

#### (5) 研修会の実施について

研究費の不正防止のマニュアルを作成し、研究費の不正防止に係る研修会を実施し、教員(研究者)に周知徹底を図る。

#### (6) 誓約書の徴収について

公的研究費に採択された教員(研究者)から、必要に応じて関係ルールを遵守する旨の誓約書を徴するものとする。

#### (7) 内部監査の実施について

公的研究費の適正な運用・管理を行うために、監査室による内部監査を行うものとする。